

病床機能分化促進（施設・設備）整備事業費補助金交付要綱

（通則）

第1条 知事は、病床機能分化促進（施設・設備）整備事業費補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第2条 この補助金は、病床の機能分化、連携を推進するための回復期病床にかかる施設および設備を整備することにより、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的とする。

（補助の対象）

第3条 補助の対象とする事業は、病院における回復期病床への機能転換にかかる施設および設備整備事業とする。

（補助の対象外）

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （1）土地の取得または整地に要する費用
- （2）門、柵、塀および造園工事ならびに通路施設に要する費用
- （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
- （4）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （5）その他の整備費として適当と認められない費用

（補助金の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1）次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費（施設整備および設備整備の合計額）の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 項目		2 基準額	3 対象経費	4 補助率
施設 ・ 増 設 備 整 備	施設 整備	1床当たり 9,000千円	回復期病床への機能転換にか かる必要な新築もしくは増改築 に要する工事費、または工事請 負費	1 / 2 以内
	設備 整備		回復期病床への機能転換にか かる必要な医療機器および備品 購入費。 ただし、設備整備のみを補助 対象とする場合を除く。	
施 上 記 以 外 の 設 備 整 備	施設 整備	1床当たり 3,000千円	回復期病床への機能転換にか かる必要な改修等に要する工事 費、または工事請負費	1 / 2 以内
	設備 整備		回復期病床への機能転換にか かる必要な医療機器および備品 購入費	

(補助金の申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、様式第1号または様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 以下に掲げる場合のほか、事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - イ 建物の規模、構造または用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - ウ 事業に要する経費の配分(ただし、軽微な変更を除く。)
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行状況を別紙様式第7号により毎年度1月10日までに

知事に報告しなければならない。

- (5) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物並びに財産の価格が単価50万円以上の機械および器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することがあった場合には、補助額の全部または一部を県に納付させることができる。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る証拠書類の管理については、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助申請予定額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (10) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（変更申請）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、様式第3号または様式第4号による申請書を、同様式に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第5号または様式第6号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1か月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

また、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第8号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該

仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく変更申請、第9条の規定の基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度補助金について適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度補助金について適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度補助金について適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度補助金について適用する。